

別 紙

答申第137号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書について部分公開決定を行ったことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成30年4月6日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成30年3月の庁用車（指揮用車）運行日誌等」である。

(3) この請求に対して実施機関は、平成30年4月18日付けで、公開決定等の期間延長を行い、同年5月8日付けで、次のとおり部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

平成30年3月分車両使用伝票（警察本部長指揮用車、警察本部各部長指揮用車、各警察署長指揮用車）

イ 公開しない部分

(ア) 登録番号

(イ) 「運転者」欄の氏名、「(記事)」欄の氏名及び「車両使用責任者」欄の印影の一部

ウ 公開しない理由

(ア) 登録番号について

a 条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当

公開することにより、捜査活動等に使用する車両が特定され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

b 条例第7条第6号（事務事業に関する情報）に該当

公開することにより、捜査活動等に使用する車両が特定され、現場周辺の関係者や乗車員の生命、身体を危険にさらす結果になりかねないなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(イ) 「運転者」欄の氏名、「(記事)」欄の氏名及び「車両使用責任者」欄の印影の一部について

条例第7条第2号（個人情報）に該当

警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書きに定める規則（島根県情報公開条例施行規則第3条）に規定する公務員の氏名であるため。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として平成30年5月16日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。

(5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年6月28日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件決定の取り消し、公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 「登録番号」の非公開理由として、条例第7条第4号（公共安全等情報）及び同条第6号（事務事業情報）に該当するとしているが、各非公開情報該当要件を充足する理由が付記されていないため。

「運転者」欄の氏名、「（記事）」欄の氏名及び「車両使用責任者」欄の印影の一部の非公開理由として、条例第7条第2号ただし書きウに定める規則（同条例施行規則第3条）に該当するとしているが、同非公開情報該当要件を充足する理由が付記されていないため。

イ 警察本部長、警察本部各部長、各警察署長に対し、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を伴う「刑事法を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」の存在が示されていないのであるから、指揮用車の車両番号を非公開情報とする理由は示されていない。

車両使用伝票を見る限り、多くの場合、一定距離（数キロ）の利用が多く、特に警察本部長指揮用車の車両使用伝票を見ると、ほとんど朝夕の通勤時間帯に使用されており、警察職員2名（運転手他1名）の人員を同乗させての事実上の「通勤用送迎車」と推察され、「捜査活動に使用する車両」とは言い難い。

本部長官舎から警察本部への送迎車としての使用であれば、その途上において、本部長の身体生命に危険が及ぶ具体的な蓋然性がない限り、法的保護に値する蓋然性はなく、「相当の理由」があるとはいえないことから、条例第7条第4号に規定する公共安全情報とはいえない。

ウ 本部長等の指揮用車の車両番号情報を公にすることにより、どのような法的保護に値する蓋然性があり、実質的な支障があるのかを示していないのであるから、条例第7条第6号には該当しない。

エ 単に警部補以下の階級であるから「氏名情報」が非公開となるのではなく、これに加えて、私生活等に影響を及ぼすおそれが必要であり、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

警察本部長等の指揮用車の車両使用伝票に記載された氏名情報は、具体的にどのような私生活等に影響を及ぼすおそれがあるのかを示さなければ非公開情報に該当することにはならない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

(1) 対象公文書は、職員が公用車使用時に作成する伝票であり、当該様式には、車両使用責任者、使用車両、使用時間、行先、メーター表示キロ、運転者及び記事を掲載する欄がある。

このうち、使用車両の登録番号については、公開することにより、捜査活動に使用する車両が特定され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼし、また、現場関係者や乗員の生命身体を危険にさらす結果になりかねないなど、警察事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第4号及び同条第6号に該当することから非公開とした。

また、「運転者」欄、「(記事)」欄の一部及び「車両使用責任者」欄に記載、押印された職員氏名及び印影のうち、「警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名」については、条例第7条第2号ただし書きウに定める規則に規定する職の公務員氏名に該当し、また、同号ただし書きア及びイに該当しないことから非公開とした。

- (2) なお、審査請求人は、審査請求書において、審査請求の理由を「各非公開情報該当要件を充足する理由が付記されていないため」としているが、上記理由については、当該公文書部分公開決定通知書に記載している。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成30年3月分車両使用伝票（警察本部長指揮用車、警察本部各部長指揮用車、各警察署長指揮用車）である。

(3) 指揮用車について

「警察車両配置基準の策定について」（平成29年4月26日島会乙第998号本部長通達）において、指揮用車は「警察本部の本部長、各部長、警察署長等、幹部の指揮活動用として使用する車両をいう。」と定義され、また「警察車両の運用については、本来の業務に支障のない範囲で一時的に貸借するなど、必要に応じて弾力的な運用を行うものとする。」とされている。

実際の運用状況について、当審査会から実施機関に説明を求めたところ、会議や式典等の行事への出席、各署（所）に対する督励・巡視、その他連絡用務に必要な移動に使用しているほか、車両によっては、事件捜査等において必要な車両が不足している場合には、当該捜査用務に用いることもあるなど、その用途は多岐にわたるものであるとのことであった。

(4) 車両の登録番号について

実施機関は、本件対象公文書に記載された車両の登録番号について、条例第7条第4号及び第6号に該当するとして非公開としていることから、各号該当性について以下のとおり判断する。

ア 条例第7条第4号について

条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、公開することにより犯罪の予防捜査等に支障があると認められる情報については、非公開とすると規定している。

本号に該当する情報については、その性質上、公開又は非公開の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重するものであるが、当該判断については、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

イ 条例第7条第4号該当性について

(ア) 実施機関は、使用車両の登録番号を公開することにより、捜査活動に使用する車両が特定され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと主張している。

一方、審査請求人は、車両使用伝票を見る限り、一定距離（数キロ）の利用が多く、特に「警察本部長指揮用車」の車両使用伝票を見ると、ほとんど朝夕の通勤時間帯に使用されており、事実上の「通勤用送迎車」と推察され、「捜査活動に使用する車両」とは言い難いと主張している。

実施機関の説明について、当審査会から補足説明を求めたところ、以下のとおりであった。

- a 警察業務の中核は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、結果として、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有していることから、警察組織や警察職員を敵視する者による職員や施設が攻撃された事例が全国的に数多く存在する。そのような状況に鑑みれば、警察本部長、各部長、警察署長といった、いわゆる部下を指揮する立場にある警察幹部を乗せて運用することの多い指揮用車について、その登録番号を公開すれば、当該指揮用車を特定することが可能となり、警察に対する反発、反感を持っている者による待ち伏せ、襲撃等を容易にすることにつながり、ひいては警察幹部による事件指揮を困難にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
- b 「警察車両配置基準の策定について」では、警察車両の運用について、本来の業務に支障のない範囲で一時的に貸借するなど、必要に応じて弾力的な運用を行うものとされているところ、特に警察署においては必要に応じて指揮用車を事件捜査の際にも使用する可能性があることから、その登録番号を公開すれば、当該指揮用車を特定することが可能となり、各種捜査活動等を行う際に警察の捜査活動等を捜査対象者等に知られることになり、その結果、被疑者の逃走や証拠隠滅、捜査の妨害等により適正な捜査活動が阻害されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。
- c 警察車両（パトロールカー等の外見上警察車両と識別できるものを除く。）は、廃車となるまで継続して同一の用途で運用されるとは限らず、更新があった際には別用途の車両として再配置されることもある。指揮用車についても例外ではないため、その登録番号を公開すれば、将来にわたって当該登録番号の車両が警察車両であると特定されることとなり、別用途の車両として再配置された後に事件捜査で使用する場合においても、上記bで説明したように、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 上記の実施機関の説明は、指揮用車の性質や運用の状況等を踏まえると不合理とまではいえず、指揮用車によって異なる取扱いをしているような事情も認

められない。警察本部長の指揮用車についても、捜査に使用される可能性があることからすれば、指揮用車の登録番号について、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号に該当するものと判断する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

上記イのとおり、本件対象公文書に記載された車両の登録番号については、条例第7条第4号に該当することから、本号該当性についての判断は行わない。

(5) 警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影について

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報（本号ただし書きア）、人の生命等を保護するために公開が必要な情報（本号ただし書きイ）や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書きウ）は非公開情報からは除かれる。

イ 条例第7条第2号該当性について

本件決定において非公開とされた、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、本号ただし書きア及びイに該当しないことは明らかである。

ところで、本号ただし書きウは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は公開することとしている。しかしながら、この例外として、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとしている。

この規則で定める職については、島根県情報公開条例施行規則（平成13年3月27日島根県規則第10号）第3条で、「条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。」と規定されている。この規定は、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非公開とするものである。

本件決定において、実施機関は、対象公文書に記載、押印された職員氏名及び印影を確認し、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名については非公開としたと説明しており、「当該公務員等が規則で定

める職にある場合」にあたるため、本号ただし書きウに該当しない。

したがって、実施機関が警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察職員の氏名及び印影を非公開としたことは妥当である。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第161号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成30年 6月28日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年10月 9日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年12月 3日	審査請求人の意見書を受理
令和 2年 6月18日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 8月 7日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 2年 9月 3日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 2年10月 8日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 2年11月19日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 2年11月26日 (審査会第6回目)	審議
令和 3年 1月22日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会 (~R2.10.2)
福間 恭子	行政書士	第1部会 (R2.10.3~)
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会